

	質 問	回 答
1	エアロゾル感染になる場合の状況・条件などありますか。	<p>【新型コロナウイルスに関するQ&amp;A（一般向け）】</p> <p>問5 空気感染は起きているのでしょうか？</p> <p>国内の感染状況を見ても、空気感染は起きていないと考えられるものの、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがあります。</p> <p>《2018.2.8 上海市政府会見：感染は主に直接伝播、エアロゾル伝播及び接触伝播と述べた ⇒ 翌日、中国疾病対策予防センターが記者会見で、「新型コロナウイルス感染はエアロゾルを介して伝播している証拠はない。このウイルスは主に接触感染と飛沫感染によって感染している」と述べ、<u>エアロゾル感染の事実を否定した。</u>》</p> <p>&lt;エアロゾルとは・&gt;            空気中に微小な液体または固体の粒子として、ある程度安定に存在している系(状態)をエアロゾルと言う。</p> <p>※3つの密を避けてください。</p> <p>換気の悪い密閉空間・多数が集まる密集場所・間近会話や発生をする密接場面を避ける。換気を十分に行うこと・人との距離を置く（2m）手洗い、マスク着用等咳エチケット、環境消毒の徹底を行う。</p>
	エアロゾル感染は、接触感染・飛沫感染と同様に日常起きていますか。	日本においては、そのようなデータは現時点では確認されておりません。（厚生労働省の見解）
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルコール以外での消毒方法は。</li> <li>手洗い後の消毒方法は。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手指消毒に関しては、液体石鹸を使って流水で行ってください。</li> <li>環境消毒については、次亜塩素酸ナトリウムを使用する。</li> <li>手洗いをスクラブ法（洗浄法）で確実に実施していれば、必ずしもアルコール消毒液をラビング法（擦拭法）する必要はありません。</li> </ul>
3	認知症高齢者の感染を防ぐには、どのような対策が必要か。	【介護保険最新情報 Vol.817（社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2））以下（その2）と記載感染防止に向けた取組を参照ください。
4	施設内でコロナ感染者が疑われる方が発生した場合、個室等感染予防対策の上、保健所の指示に従うことになるか。	【介護保険最新情報 Vol.817（その2）】 疑われる場合は、「帰国者・接触者相談センター」（保健所内）に電話連絡し指示を受ける。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、保健所に相談ください。 施設の対応としては、個室などで対応（お見込みのとおりです。）
5	利用者が感染したら、病院で治療するのか。施設で療養するのか。	【介護保険最新情報 Vol.817（その2）】 コロナウイルス感染が判明した場合は、高齢者や基礎疾患を有する者等である場合は原則入院することになるが、それ以外の

		者については症状等によっては自治体の判断に従うことになっています。
	職員、または職員家族に濃厚接触者が 出た場合の対応。自宅待機期間はどれくらいか。	【介護保険最新情報 Vol.817 (その2)】 保健所の調査により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従うこと。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等を踏まえ保健所の指示に従う。(待機期間は、個々の状況により異なります・・感染者との最終接触から14日間、健康状態を保健所が確認します。)
6	デイケアの職員ないし、利用者が 新型コロナウイルス感染した場合、 デイケアの活動は中止となるのか。	【介護保険最新情報 Vol.817 (その2)】 ①感染者が発生した場合は、速やかに管理者、指定権者、利用者家族、主治医・居宅介護支援専門員へ報告する。 ②感染者が利用者した居室・共有スペースの消毒を実施する。 ③濃厚接触者の特定(積極的疫学調査)に協力する。(ケア記録等の提供) (濃厚接触は、感染者との最終接触日から、14日間が基本となるが、状況により異なる場合がある。) ※上記①～③の実施に必要な期間は中止となると考えられますが、詳細に関しては、保健所の指示に従ってください。
	37.5度以上の発熱が4日続いている、 倦怠感、呼吸困難、味覚・嗅覚異常が みられた者全てを「疑われる者」として、 出勤停止や相談窓口 に連絡するなどの措置をとった方が いいのか。	【「新型コロナウイルス感染についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について】(令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課焼死総合対策室ほか連名事務連絡)を踏まえて対応する。 ※以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。 ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。) ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方 【介護保険最新情報 Vol.817 (その2)】 職員は出勤前に体温測定を実施し、発熱などの症状のみられるものは出勤を行わないことを徹底する。・・・を確認ください。
7	発生後の施設環境の整備・方法を 知りたい。	【介護保険最新情報 Vol.817 (その2)】 新型コロナウイルス感染者の居室及び当該利用者が利用した共有スペースについては、消毒・清掃を実施する。 具体的には、手袋を着用し消毒用エタノールで清拭するか、または、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。※ (次亜塩素酸ナトリウムを含む消毒液の噴霧は、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。) トイレのドアノブや取手等も同様※に実施する。
8	登米市内の他施設で集団発生した 場合の施設の対応はどうか。休業要請は どの段階で出されるか。 または、隣接市町の場合の対応は。	【介護保険最新情報 Vol.817 (その2)】 発生した場合には、県・市で協議の上対応します。
	休業要請が出た場合は、サービスの 事業を縮小しながらも継続可能か。	上記に同じ

	マスク・アルコール消毒液の供給について供給はいつになるのか。	供給に関する見通しは不明です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・布製マスクは厚生労働省から送付。</li> <li>・アルコール消毒液は、県長寿社会政策課が不足状況を把握し、優先順位をつけて供給しているところです。</li> </ul>
9	施設内で発生した場合どの様な具体的な手順となるのか。	【介護保険最新情報 Vol.817 (その2)】 社会福祉施設等の利用者等（利用者、職員等）に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には <b>保健所の指示に従う</b> とともに、協力医療機関に相談し、以下の取組を徹底する。以下、記載内容（1）から（5）の内容について、 <u>貴施設では、具体的にどのように取り組むか想定しておいてください。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡体制</li> <li>・消毒方法確認</li> <li>・疫学調査のための職員入所者の健康状態の記録（ケア記録・面回記録・外部からの来訪者の状況）</li> <li>・濃厚接触者等への対応（職員は14日間（最低）自宅待機。詳細は保健所の指示）（利用者は原則として、個室へ移動・有症になれば、速やかに別室へ移動・詳細は記載内容を確認ください。）</li> </ul>
10	万が一登米市にコロナウイルスが発生した場合の施設の対応をどのようにしたら良いか。	上記質問8、9の回答をご確認ください。

研修後の質問と回答

<4月23日研修>

令和2年4月30日現在

	質 問	回 答
1	<p>施設内でコロナ感染があった場合は、防護服、N95 マスクは配ってもらえるか。</p> <p>施設の利用者が感染した場合は、軽症の場合、当施設での管理となるのか。</p> <p>看護師 2 名の施設である。コロナの感染が確認された場合の看護師の派遣はあるか。</p> <p>登米市内で感染症の患者を受け入れる病院はあるのか。</p>	<p>コロナ感染者発生した場合は、感染者（患者）は、入院することになります。濃厚接触者の調査の協力等をいただきますので、保健所で施設に連絡します。（また、感染が疑われる者がいる場合は接触者・帰国者相談センターに連絡願います。）</p> <p>以上のことから、防護服及びN95 マスクにて対応いただくことはありません。介護の業務に関してはサージカルマスクでの対応で構いません。</p> <p>高齢者の感染者（は基本として入院となります。施設で感染者（患者）に対応していただくことは、現時点で想定しておりません。</p> <p>コロナの感染が看護職員にあった場合の想定で回答します。⇒人員不足の対応に関しては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護予防サービス事業所の人員基準等への臨時的な取り扱いについて」通知を確認願います。</p> <p>また、看護職員に感染者が出た場合に想定される入居者への具体的な対応に関しては、感染が確認された際に、保健所（保健福祉事務所）に相談願います。</p> <p>接触者・帰国者外来は市内に設置されております。（非公表）感染症指定医療機関は市内にはありません。入院医療機関は、非公表となっております。</p>
2	<p>感染者が出た場合の施設の消毒について</p>	<p>【介護保険最新情報 Vol.817（社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2））を参照願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備などに付着したコロナウイルスは72時間生存すると言われており、3日間経過すれば、死滅するので感染の恐れはありません。（23日の保健所長講話より）</li> <li>・消毒の手順は下記のとおりです。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①十分な換気の実施。</li> <li>②ウイルスの皮膜を破壊するのにアルコール消毒が有効ですが、次亜塩素酸ナトリウム（ハイター）0.05%にて拭いていただくことで同様に効果が得られます。（保健所長の講話より）</li> </ol> <p>なお、次亜塩素酸ナトリウム液の噴霧は避けてください。</p> <li>③車や、トイレのドアノブやドアノブ、テーブルなど手で触れる場所、床、壁も上記次亜塩素酸ナトリウムで拭き、その後は水拭きください。 <p>以上の消毒を実施いただければ、施設の利用は可能となります。</p> <p>以上の内容については、23日に研修でお知らせした内容です。研修資料を確認ください。</p> </li> </li></ul>
3	<p>（1）職員、利用者が陽性になった場合。接触者リスト作成するが、濃厚接触者が決定するまでのどれくらいの時間を要するか。</p> <p>自宅待機者の範囲はどうか。</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（国立感染症研究所令和2年4月20日版）】濃厚接触者の定義は下記のとおりです。</p> <p>患者（確定例：臨床症状で感染が疑われ、検査で確定された者）に症状が出る2日前から、隔離開始までの期間に接触があった者で以下の接触があった者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者と同居あるいは長時間の接触（車内）があった者。</li> <li>・マスクなどをせずに患者に接した者。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の気道分泌液もしくは体液などの汚染物質に直接接触（素手で）触れた可能性が高い者。</li> <li>・その他：約1メートルで、素手やマスクなしで15分以上接触があった者。等</li> </ul> <p>上記に該当する者について把握しますので、参考にねがいます。感染者がいれば至急、濃厚接触者を把握するため、保健所から施設に連絡します。これらの調査の状況を踏まえた上で、施設職員の対応を相談させていただきます。</p> <p>なお、調査項目に関しましても上記【新型コロナウイルス感染症患者に対する疫学調査実施要領】参照願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査項目としては、症状（体温、呼吸器症状、その他（嘔吐嘔気、倦怠感、筋肉痛他））、利用者連絡先（電話番号・家族氏名）、職員の症状及び来訪者の状況等となります。</li> </ul> <p>調査票の参考が上記【 】にありますので、確認ください。</p>
	（２）デイケアと入所棟の仕切りがなく、同じ空間を使っています。カーテン、パーテーションを用意したいと考えています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーテン、パーテーションを準備いただくことが、望ましいと考えます。</li> <li>・可能なら、入所者とデイケア利用者の動線が交わらないようにしてください。</li> <li>・施設職員は、専用の手洗いやトイレの使用を行う。</li> <li>・多くの者が手を触れる場所、手すり・ドアノブ・テーブルの消毒を頻回に実施ください。（使用のつど）</li> </ul>
4	施設内で発生した場合	<p>【介護保険最新情報 Vol.817（社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2））を参照願います。</p> <p>①発生予防⇒職員及び利用者の事前の体調把握に努め、有症者は出勤しない、利用を中止する等の対応を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設職員は、発熱や咳がある場合の手順にしたがってください。</li> <li>・入所者、利用者に発熱や咳等呼吸器症状がある場合は指導医の指示に従ってください。</li> </ul> <p>②発生時の対応⇒施設の職員や利用者が患者だった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所が積極的疫学調査を行い、職員や利用者の患者との接触状況を確認します。（上記質問3（1）の回答を確認ください。）保健所は積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定していきます。その他上記、【留意点】を参照ください。以下施設での実施内容です。</li> </ul> <p>（1）情報共有・報告等の実施（2）消毒・清掃等の実施（3）積極的疫学調査への協力（4）新型コロナウイルス感染症の患者等への適切な対応（5）新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等への適切な対応（詳細は留意点に記載）</p> <p>※濃厚接触者の【新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（国立感染症研究所令和2年4月20日版）】の（調査時の感染予防対策）として、積極的疫学調査に対応する職員（保健所職員）は、対面調査を行う際にはサージカルマスクやゴーグル（咳などのある調査対象）などを装着することとしておりますので、施設でも参考にしてください。</p>
	入所者、ショートステイ利用者の対応は	上記に同じです。資料を確認願います。

研修後の質問と回答

<4月30日研修>

令和2年5月8日現在

	質 問	回 答
1	個室、多床室共に満床の状況です。静養室が1室ありますが、隔離は難しい状況です。多床室でコロナが発生した場合の対応はどうか。入院先はどこになるのか。	<p>【介護保険最新情報 Vol.817（社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2））】</p> <p>4月23日の質問2及び3の回答と同じです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所が積極的疫学調査に入ります。</li> <li>・入院先は、感染症指定医療機関となります。（市内にはありません。入院医療機関は、非公表となっております。）</li> </ul>
2	利用者の PCR 検査の結果が出るまで、対応した看護職員は出勤停止になるのか。	<p>【介護保険最新情報 Vol.817（社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2））】</p> <p>4月23日の質問1及び3の回答と同じです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者がコロナ感染者（患者）または、疑似症者だった場合 ⇒保健所が施設の濃厚接触者の有無を調査します。 施設としては、患者及び疑似症者に症状が出た、2日前から PCR 検査を受けるまでに接触のあった者を特定し、どのような接触だったのか（サージカルマスクや手袋の使用有無、ケア内容、接触時間等）の情報収集を行い、濃厚接触者等の特定ができる準備（リスト作成）を行ってください。</li> <li>コロナ感染者、疑似症者に対応した職員が濃厚接触者だった場合は、PCR 検査（行政検査）を行うことがあります。また、14日間にわたり自宅待機となり健康状態を確認します。症状がある場合は、その状況を踏まえて対応します。（保健所として出勤停止などの命令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法で保健所が行うことはありません。要請はあります。）</li> </ul>
3	<p>コロナウイルスが流行してから、家族の面会制限を行っているが、どうしても会いたいという家族の対応について</p> <p>市内で感染者は出ていないが、利用者の病院受診は行っていいのか。</p>	<p>【介護保険最新情報 Vol.817（社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2））】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面会者に対して体温測定の実施及び呼吸器症状など健康状態の確認を実施する。（氏名・来訪日時・連絡先を記録する）面会時は、サージカルマスクや手指消毒、机、ドア等の消毒、換気を実施し、面会時間も15分を目安に実施するなど、三密に配慮して行ってください。</li> </ul> <p>主治医の指示に従ってください。</p> <p>検査や受診の必要性の有無について主治医に確認の上対応願います。なお、現時限的、特例的な対応として、電話やオンラインなどでの診療が可能となっておりますので、主治医に相談願います。</p>
4	横浜から入所希望がある。単身者ではあるが、市内に戻ってから、2週間は自宅で待機しその後入所したいと希望されている。感染の可能性はないか。	<p>コロナウイルスの潜伏期間は、1～14日で、平均5～6日と報告されており、濃厚接触者については、14日間に渡り健康観察を行っております。本ケースにおいても、自宅で2週間待機後の入所であれば問題はないと思われれます。</p> <p>なお、入所者、職員の健康観察や標準予防策の実施に配慮願います。</p> <p>引用：厚生労働省 Q&amp;A（一般の方向け）他</p>

	質 問	回 答
5	<p>今年度の職員の健康診断及び利用者の健康診断の実施について（労働基準法）</p>	<p>事業者は、労働安全衛生法に基づき、年に1回定期健康診断を実施することが義務付けられているが、今回の新型コロナウイルス感染症対策として、検診の実施機関においては、三密を避けていただくことが厚生労働省から周知されており、本年6月まで実施を延期することが差し支えないとされております。利用者の健康診断も上記を踏まえ実施することとなります。厚生労働省の情報を踏まえ、検診機関に相談の上、対応願います。</p> <p>引用：新型コロナウイルスに関するQ&amp;A（企業の方向け）厚生労働省HPより</p>

その他の質問

1	<p>検便の実施回数について（職員が配膳を実施している。）</p>	<p>介護保険施設においては、「社会福祉施設における衛生管理」（平成9年3月31日 日社援施第65号）により「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省生活衛生局長通知）に基づく衛生管理に努めるように周知している。この中では、調理従事者等は月1回検便検査を受けること。検便検査には、腸管出血性大腸菌検査を含め、10月から3月までの間には月1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査につとめることとされております。</p> <p>貴施設において調理などに従事する職員はこの調理員等に該当すると考えられます。また、配膳担当の職員も含め、上記マニュアルを確認いただき、職員の健康管理及び感染管理（標準予防策）を行うこと。</p>
---	-----------------------------------	--